

介護サービス事業者経営情報データベースシステム

介護サービス事業者経営情報の報告に関する説明

制度編



令和8年(2026年)10月

目次

1. 制度の概要	3
2. 厚生労働省サイトの案内	13

制度の概要

制度の概要

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等（令和5年介護保険法改正事項）

令和5年12月7日社会保障審議会介護保険部会（第109回）資料3-1

- 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

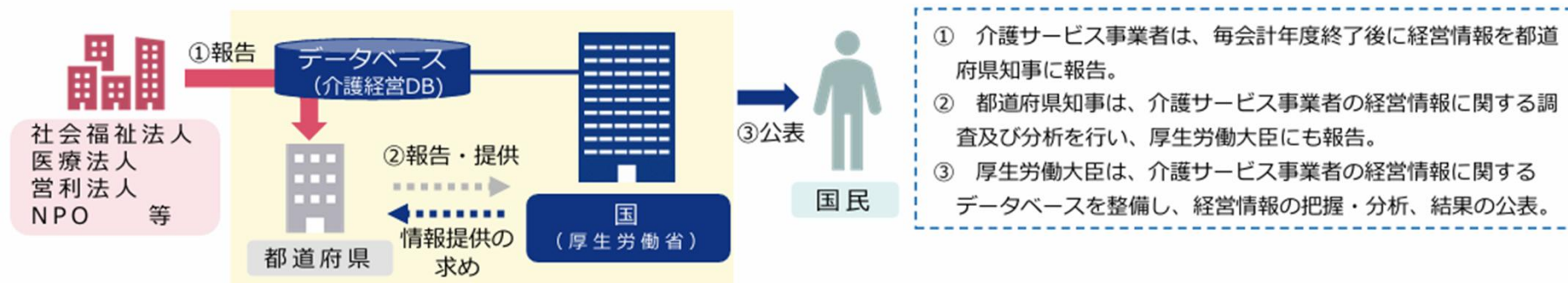
（参考）令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。

- このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベース（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）の整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。【施行日：令和6年4月1日】

【介護サービス事業者経営情報データベースシステム（介護経営DB）の概要】

- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<介護経営DBの運用イメージ>



制度の概要

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

※ 報告除外対象の事業所・施設（上記①・②）とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。

〔 上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）。 〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可（附則により措置）
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
（※ 事業者に報告を求める項目の1）～4）の情報）
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

届出対象の介護サービス種類(1/2)

介護サービス事業者経営情報データベースシステム(以降「本システム」という。)で用いるサービス名を以下に示します。

本システムで用いるサービス名は、介護保険におけるいくつかのサービス名をまとめたものになっている点に注意ください。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム		介護保険の対象サービス名	備考
サービス種類コード	サービス名		
110	訪問介護	・訪問介護	
120	訪問入浴介護	・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	
130	訪問看護	・訪問看護 ・介護予防訪問看護	
140	訪問リハビリテーション	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	
150	通所介護	・通所介護	
160	通所リハビリテーション	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	
170	福祉用具貸与	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与	特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売も併せて実施している場合は、それらも含む
210	短期入所生活介護	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	空床利用型を除いた事業所が対象
320	認知症対応型共同生活介護	・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 ・認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	
33A	有料老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち有料老人ホーム ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム	
33B	軽費老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム ・特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち軽費老人ホーム ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム	
36A	有料老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホーム ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち有料老人ホーム	
36B	軽費老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホーム ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）のうち軽費老人ホーム	

届出対象の介護サービス種類(2/2)

介護サービス事業者経営情報データベースシステム		介護保険の対象サービス名	備考
サービス種類コード	サービス名		
430	居宅介護支援	・居宅介護支援	
510	介護老人福祉施設	・介護福祉施設サービス	空床利用型の短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を併せて実施している場合はそれらを含む
520	介護老人保健施設	・介護保健施設サービス ・短期入所療養介護（介護保健施設） ・介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）	
540	地域密着型介護老人福祉施設	・地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	空床利用型の短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護を併せて実施している場合はそれらを含む
550	介護医療院	・介護医療院サービス ・短期入所療養介護（介護医療院） ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	
710	夜間対応型訪問介護	・夜間対応型訪問介護	
720	認知症対応型通所介護	・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	
730	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	
760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
770	看護小規模多機能型居宅介護	・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	複合型サービスとは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス
780	地域密着型通所介護	・地域密着型通所介護	
310	居宅療養管理指導	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	報告対象外
33C	養護老人ホーム	・特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、 ・介護予防特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム	報告対象外
36C	養護老人ホーム	・地域密着型特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム	報告対象外
460	介護予防支援	・介護予防支援	介護予防支援は、居宅介護支援事業所が指定を受けて実施する分(令和6年4月以降)も含め報告対象外
530	介護療養型医療施設	・介護療養型医療施設サービス ・短期入所療養介護（介護療養型医療施設） ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	介護療養型医療施設は、2024年3月31日を以て廃止のため報告対象外
A20	訪問型サービス(総合事業)	・総合事業 訪問型サービス	報告対象外
A60	通所型サービス(総合事業)	・総合事業 通所型サービス	報告対象外
A90	その他の生活支援サービス(総合事業)	・総合事業 その他の生活支援サービス	報告対象外
AF0	介護予防ケアマネジメント	・総合事業 介護予防ケアマネジメント	報告対象外

介護サービス事業者からの報告項目

項 目	必 須	任 意
基本情報	✓ 事業所・施設の名称、法人等の名称 ✓ 法人番号・介護事業所番号 ✓ サービス種類 等	
事業所・施設の収益及び費用の内容	✓ 介護事業収益 ※原則、事業所、施設（介護サービス）ごとに報告。拠点単位・法人単位の報告も可。	✓ 介護事業収益の内訳 ✓ 事業外収益、特別収益 等
	✓ 給与費、業務委託費、減価償却費、水道光熱費、その他費用	✓ 左記項目の内訳（役員報酬等） ✓ 事業外費用、特別費用 等
事業所・施設の職員の職種別人員数 その他の人員に関する事項	✓ 職種別人員数（常勤／非常勤に分ける） 職種については、介護事業経営実態調査において報告を求めているものと同じ区分で報告。 例： 医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活相談員・支援相談員、調理員、栄養士、事務職員	✓ 職種別給与 常勤／非常勤に分けて、給与・賞与別の金額を報告。
その他の必要な事項	✓ 複数の介護サービス事業の有無 ✓ 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無	✓ 医療における事業収益 ✓ 医療における延べ在院者数 ✓ 医療における外来患者数 ✓ 障害福祉サービスにおける事業収益 ✓ 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※令和8年度からは、その他の必要な事項として、介護サービス種類ごとの延べ床面積、医療における延べ床面積、障害福祉サービスにおける延べ床面積を追加予定

報告する収益・費用等のデータ内容

- 収益・費用等の報告の際、データを入力する画面では各会計基準・準則ごとの勘定科目に合わせた入力項目を用意しています。各会計基準の項目に沿って値を入力してください。なお、WEB画面の入力項目は、以下の会計基準・準則に対応した勘定科目を使用できるようにしています。
 - 社会福祉法人会計基準
 - 介護老人保健施設会計・経理準則
 - 介護医療院会計・経理準則
 - 病院会計準則
 - 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則
- 営利法人やNPO等、上記以外の法人については、システムへの報告用に用いる勘定科目を別途定義しています。
- 報告項目の詳細は、操作マニュアルの3.3.(2)『「損益計算書等データ登録」を行う』の『勘定科目一覧』をご確認ください。

社会福祉法人会計基準の場合（一部抜粋）

区分1	区分2	区分3	区分4	備考
サービス活動増減による収益	介護保険事業収益	施設介護料収益		任意項目
		居宅介護料収益		任意項目
		地域密着型介護料収益		任意項目
		居宅介護支援介護料収益		任意項目
		利用者等利用料収益		任意項目
		その他の事業収益		
			補助金事業収益（公費）	
			補助金事業収益（一般）	
	経常経費寄附金収益			任意項目
サービス活動増減による費用				
	人件費			
		役員報酬		任意項目

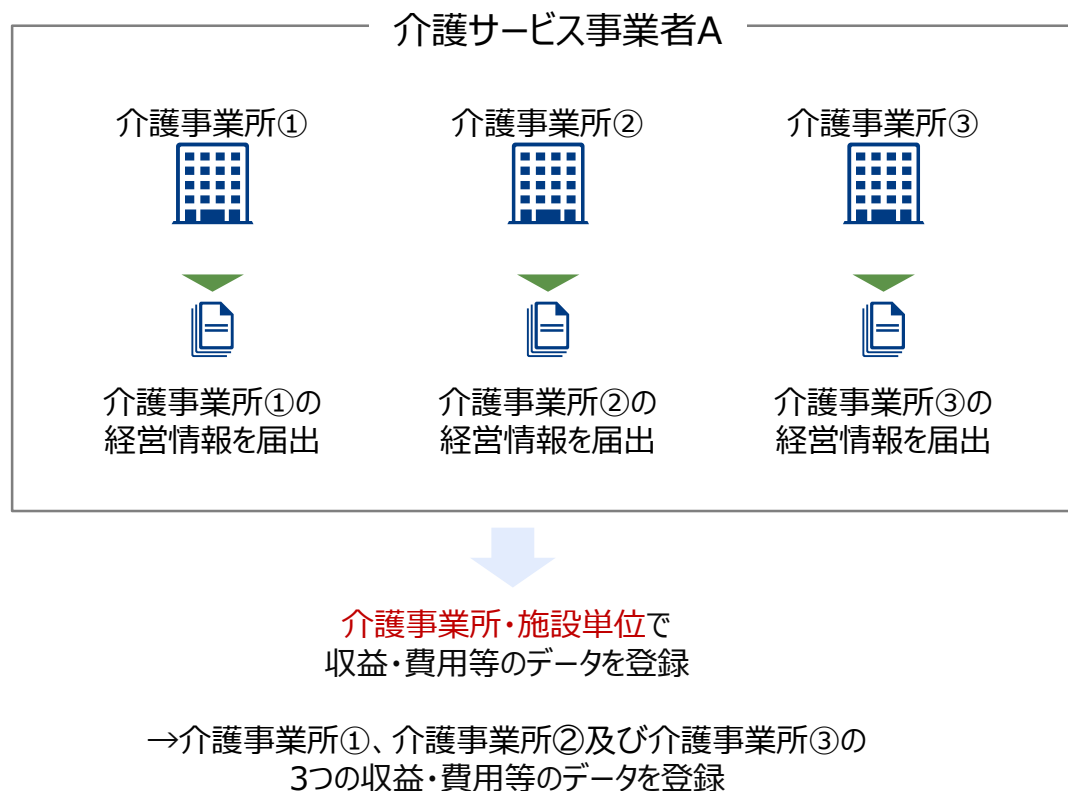
経営情報の報告単位(1／2)

経営情報の報告は、原則、介護事業所・施設単位で行うものとします。

なお、介護事業所・施設単位とは、指定を受けたサービス種別(「訪問看護サービス事業所」「訪問入浴介護サービス事業所」「介護予防訪問入浴介護サービス事業所」等)ごとになります。

※同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所・施設となります。

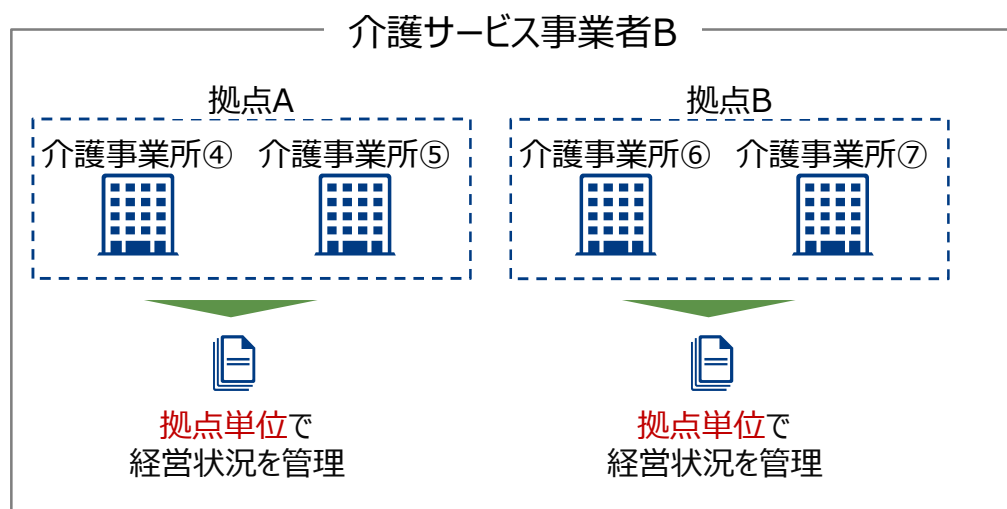
介護事業所・施設単位の報告（原則）



経営情報の報告単位(2/2)

経営情報の報告について、介護事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合は、例外として拠点単位や法人単位で報告することとしても差し支えありません。

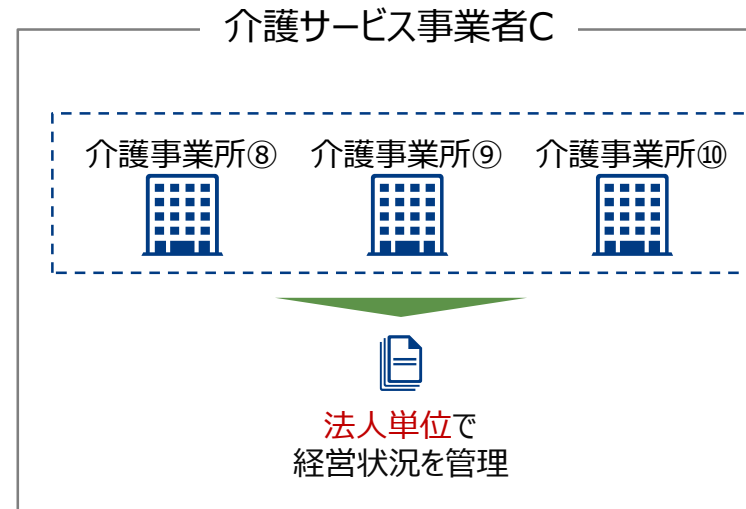
例外①：拠点単位の報告



拠点単位で
収益・費用等のデータを登録

→拠点Aと拠点Bの
2つの収益・費用等のデータを登録

例外②法人単位の報告



法人単位で
収益・費用等のデータを登録

→介護サービス事業者Cの
1つの収益・費用等のデータを登録

報告スケジュール

報告の対象となる介護サービス事業者は、毎会計年度終了後、3月以内に経営情報の届出を行う必要があります。ただし、令和8年10月の報告受付再開後のスケジュールについては、下表の通りとします。

対象となる経営情報	報告期限
① 令和7年3月から令和8年2月までに会計年度が終了する報告	令和8年12月31日
② 令和8年3月から同年12月までに会計年度が終了する報告	令和9年3月31日
③ 令和9年1月以降に会計年度が終了する報告	会計年度終了後3月以内

<参考:本システム再開後の報告の取扱い>

再開後報告 スケジュール		令和 6 年度												令和 7 年度												令和 8 年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
事業所A 会計年度 4 ～ 3 月	報告期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

厚生労働省サイトの案内

厚生労働省サイトの案内

「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」に関する通知、事務連絡や説明会資料等は、以下の厚生労働省サイトに随時掲載します。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

報告にあたっては、上記サイトの以下の情報もご活用ください。

【介護サービス事業者経営情報データベースシステム】操作方法説明スライド

- 本システムの詳細な操作方法を記載した資料です。本資料外の機能については、こちらの資料を参照してください。

問い合わせ支援コンテンツ

- お問合せの種類に応じて、疑問の解消に役立つマニュアルをご案内する資料です。都道府県等へお問い合わせいただく前にご確認ください。

